

高所作業車運転技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安第 177 号）登録有効期間 令和 6 年 3 月 30 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法第 61 条に基づき、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。以下と同じ）は運転技能講習を修了したものでなければその業務に従事できません。高所作業車は、高所における工事点検、補修等の作業に使用され、作業床が昇降装置により上昇、下降等する機械で不特定の場所に自走できるものをいいます。技能講習を修了すると、作業床の高さ 10m 以上の高所作業車の運転することができます。

1. 年間予定

講習日時	5 月	7 月	11 月	2 月	
学科	1 日目 17H コース 8:50-12:10				
	2 日目 14H・17H コース 8:50-19:20	5/25 終了	7/26.27 終了	11/9 終了	2/28.29
実技	14H・17H コース 8:20-17:55	5/27 終了	7/29 終了	11/11 終了	3/2
学科講習会場	(株)神戸製鋼所神戸 線条工場コミュニティセンター	神戸東労働基準協 会研修室	(株)神戸製鋼所神戸線 条工場コミュニティセンター	(株)神戸製鋼所神戸線 条工場コミュニティセンター	
実技講習会場	川崎重工業(株)神戸 工場	川崎重工業(株)神戸 工場	川崎重工業(株)神戸工場	川崎重工業(株)神戸工場	

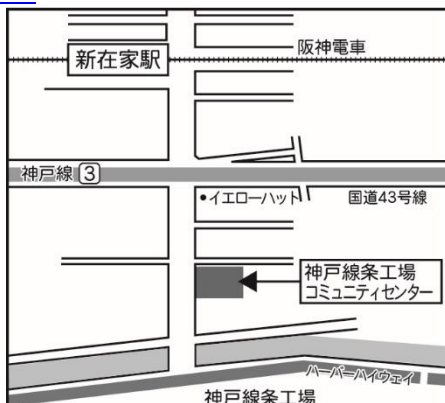
2. 場所

【学科】 (株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町 4-1

【実技】 川崎重工業(株)神戸工場 神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1-1

詳細は、学科の際にお伝えします

[地図](#)はこちら



(株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティセンター 川崎重工業(株)神戸工場



3. 講習カリキュラム(14H・17H)

		時間	講習科目	規定時間数	受講対象			
学科	1 日目	8:30-8:50	受付		17H コース			
		8:50-9:00	オリエンテーション					
		9:00-10:30	原動機に関する知識	1.5 時間				
		10:30-10:40	休憩					
		10:40-12:10	原動機に関する知識	1.5 時間				
	2 日目	8:30-8:50	受付		14H・17 コース			
		8:50-9:00	オリエンテーション					
		9:00-11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2 時間				
		11:00-11:10	休憩					
		11:10-12:10	作業に関する装置の構造等	1 時間				
		12:10-12:50	昼食休憩					
		12:50-14:50	作業に関する装置の構造等	2 時間				
		14:50-15:00	休憩					
		15:00-17:00	作業に関する装置の構造等	2 時間				
		17:00-17:10	休憩					
		17:10-18:10	関係法令	1 時間				
		18:10-18:20	休憩					
		18:20-19:20	<修了試験>	1 時間				
		実技	1 日	8:00-8:20		受付		学科試験合格者
				8:20-8:30		オリエンテーション		
8:30-10:00	作業のための装置の操作			1.5 時間				
10:00-10:05	休憩							
10:05-12:05	作業のための装置の操作			2 時間				
12:05-12:45	昼食休憩							
12:45-14:15	作業のための装置の操作			1.5 時間				
14:15-14:20	休憩							
14:20-15:20	作業のための装置の操作			1 時間				
15:20-15:25	休憩							
15:25-16:25	<修了試験>			1 時間				

4. 受講資格と料金(消費税込)

	受講資格等	学科免除目	受講料	テキスト	合計	備考
14Hコース	・移動式クレーン運転士免許, クレーン又は、小型移動式クレーン 運転技能講習修了者	※・一般的事項 に関する知識 ・原動機に関 する知識	35,200 円	2,134 円	37,334 円	受講申込 時資格証
14Hコース	・道路交通法第 84 条に基づく免許 を有する者大型特殊、大型、中型、 準中型、普通自動車免許等 ・フォークリフト、ショベルローダー等運転技 能講習修了者、車両系建設機械 又は不整地運搬車運転技能講習 修了者	・原動機に関 する知識				
17Hコース	上記以外の者	なし	38,500 円	2,134 円	40,634 円	

※当事務所は一般的事項に関する知識の取扱いはしていません

・料金は、申込日から 15～20 日以内をメドに下記口座へ振込願います。

振込手数料はご負担下さい。ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。

振込口座 みなと銀行 三宮支店 普通口座 [1756989](#) (シャ)兵庫労働基準連合会神戸東事務所

5. 定員

40名 申し込み締め切り：令和6年2月20日(火)ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- ・受講申込みは、[兵庫労働基準連合会・協会ネット予約システム](#)にてお願いします。
- ・顔写真、14Hコース受講の方は、資免除対象資格証もアップロードのこと。

7. 受講時準備品

受付：受講票及び本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、）免除対象資格証

学科：筆記用具（鉛筆、消しゴム）電卓持込み可（スマホ等の電卓機能は不可）昼食 等

実技：筆記用具、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、保護カネ、手袋、印鑑、昼食等

8. その他

・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。

・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。

・会場には公共交通機関でお越し下さい。（自動車、単車、自転車等の駐車場はありません）

・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。